

平成 26 年 3 月 吉日

お客様各位

小嶺シティボウル

消費税法改正に伴う営業料金変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より小嶺シティボウルをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月 1 日（火）より消費税率が、税率 5 % から新税率 8 % に引き上げられます。

当センターでは、平成元年の消費税導入から営業料金の変更を行なうことなく、料金据え置きでの営業を行なって参りましたが、今回の消費税率改定により、現行料金での営業継続は困難な状況となるため、大変恐縮に存じますが平成 26 年 4 月 1 日（火）の営業開始（午前 10 時）より営業料金の変更を実施することといたしました。

変更後の各種営業料金につきましては、今後、館内の掲示やホームページ等で随時お知らせする予定でございます。

お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただき、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬 具